## 条例等検証事項(市民協働)

| 検証項目      |         |             | 現状・課題(市の評価)  | 他自治体の参考事例等   | 今後の方向性(改善案) | 条例・規則等の改正の必要性 |
|-----------|---------|-------------|--|--|-------------|---------------|
| 協働主体(定義)  |         |             | 企業、個人等との連携による取組も進んでおり、様々な<br>主体との連携が今後も必要と考えることから、協働相手<br>を団体に限らず、広げる必要がある。  | ・協働相手を「市民」「市民、市民公益活動団体、事業者」<br>等としている。<br>・特に協働主体を明記していない(「協働」の定義)。<br>※令和3年度第3回審議会資料6参照 |             |               |
|           | 支援·制度内容 | 市民公益活動事業補助金 | ・補助金への依存が大きい団体が多い。<br>・補助の目的(狙い)に合致しているとは言い難い事業が<br>申請される場合がある「先駆的な活動」「特色ある活動」<br>等を行う団体の事業を対象にしているが、該当するもの<br>が少ない)。<br>・補助の成果の見えづらい。   | ※資料3参照   |             |               |
| 3         |         | 提案制度        | ・提案件数が少ない(行政へのハードルの高さ・イメージ<br>が湧かない)。<br>・行政提案型については庁内からのテーマの応募も近年<br>はほぼない。一方で、本制度に限らず、各部署において<br>団体等と協働により事業等の実施が進んでいる。<br>・行政への団体の依存が大きい(補助金と同様に捉えられている)。<br>・協働事業終了後も継続する事業が少ない。<br>※資料4参照 | ※資料5参照   |             |               |
|           |         | その他         | ・上記の制度以外の協働形態(後援・共催、財政的支援等)は一定の件数がある。<br>・団体の育成・自立支援が弱い。   |  |             |               |
| 登録制       |         |             |  | ・補助金、提案制度等への申請要件として、市民活動支援センター等への登録を要件としている。<br>・登録制等は特に規定していない。                         |             |               |
| こまえくぼ1234 |         |             | ・相談(個人含む)、事業、情報発信等市民活動への支援は行っているが、認知、活用が弱い。  | ・市民協働事業等は市民活動支援センター等が主な窓口となっており、申請にあたっての相談等細やかな対応を行っている。 ・活動(団体)への表彰を主体となって実施している。       |             |               |